

2023年8月7日

## 千教組闘争速報4号①

教職員の勤務条件等に関する  
県教委交渉

各支部長 様  
各専門部長様

千葉県教職員組合 中央執行委員長 渡邊 郁哉

# 教職員の勤務条件等に関する県教委交渉

教職員が実感できる働き方改革にむけて

- 「①県教委・市町村教委が行う会議・訪問・調査の精選と削減」
- 「②育児休業制度・育児短時間勤務制度ともに代替教職員の完全配置」
- 「③中学校における長期看護休暇者の代替職員の常勤講師を配置」
- 「④経験の浅い臨時的任用職員への指導的立場の教職員を配置」
- 「⑤やむを得ず退職をせざるを得なかった教職員への復職制度」
- ⑥その他勤務条件等について学校現場の声をもとに、改善を訴える！！

連日の取り組みに敬意を表します。

8月3日、千教組は、県教育委員会と「教職員の勤務条件等に関する交渉」を行いました。

千教組からは19人の参加、県教委からは9人の参加がありました。

今回の交渉では長生支部・君津支部・事務職員部の参加者から、教育現場の実態を訴え、改善を求めました。

### ＜県教委からの主な回答＞

- 各種会議・訪問の精選、各種報告・調査については、引き続き、必要性の検討や実施時期、回答方法の簡略化など見直しを進め、特に令和5年度向けでは、調査等において、回数削減や提出様式の簡易化等で17件の改善をした。また、今年度は働き方改革の一環として、例年6月と11月に行っていた「教員等の出退勤時刻実態調査」を11月のみの実施とした。
- 代替者については、育短時間に対応できる講師が不足しており、各教育事務所が非常に苦慮している現状があるが、学校や取得者の負担とならないよう、今後とも講師の確保に努めるとともに、講師登録の際には勤務形態等について丁寧に説明していく。
- 臨時的任用講師及び会計年度任用職員の任用期間については、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、予算の範囲内で最適な任用期間を定めているところである。なお今年度より、療養休暇・看護休暇代替職員については、長期休業中の任用も可能としたところである。
- 現時点では教職員については、教員採用選考における元教諭特例選考のみが実施されている。今回の知事部局の提起については、教育委員会としても注視している。教職員の確保の観点から、あらゆる可能性については考えながら今後の対応について検討していく。
- 養護教諭や事務職員については、校内での指導等が困難であることから講師の経験や学校の状況等を考慮し、複数配置基準となる学校に配置する等配慮をしている。配当にあたってはこうした配慮を行うよう引き続き教育事務所を通して市町村教育委員会に働きかけていく。

最後に、古川書記長が「今の教育現場の人員不足はますます深刻化していることは言うまでもない。状況は改善していないのが現実である。千教組でも人材確保のために大学との連携を深めている。この人材不足の解消には定年を延長する方々、暫定再任用で働く方々の力が必要不可欠である。60歳以降も働き続けたいと思えるように制度の充実をぜひともお願いしたい。千葉県教育のために思い切った取り組みをしていただきたい。

働き方改革も学校現場での取り組みはすでに限界を迎えており、進めようにも人がいない苦しい状況下ではなかなか進まない現状である。『学校における働き方改革推進プラン』の改定の際には実効性のある内容を盛り込んでほしい。あらゆる手を尽くし、一丸となって進んでいかなければ、この危機的状況を打破することはできない。」と力強く述べ、交渉を終えました。

今後も、私たちの勤務条件の改善に向け、引き続き県教委との折衝・交渉に取り組んでいきます。ご支援、ご協力をお願いいたします。